

第2部 国勢調査の概要

Part2 Outline of Population Census of Japan

第1章 平成17年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たる。

なお、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではないが、全国的な規模の人口調査が実施されている。^{注1)}

これらを列挙すると、次のとおりである。

	調査の名称	調査の時期
第1回	大正9年国勢調査	大正9年10月1日
2	大正14年国勢調査	大正14年10月1日
3	昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
4	昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
5	昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
	(昭和19年人口調査	昭和19年2月22日)
	(昭和20年人口調査	昭和20年11月1日)
	(昭和21年人口調査	昭和21年4月26日)
6	昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
	(昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日)
7	昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
8	昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
9	昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
10	昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
11	昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
12	昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日
13	昭和55年国勢調査	昭和55年10月1日
14	昭和60年国勢調査	昭和60年10月1日
15	平成2年国勢調査	平成2年10月1日
16	平成7年国勢調査	平成7年10月1日
17	平成12年国勢調査	平成12年10月1日
18	平成17年国勢調査	平成17年10月1日

明治35年12月1日、「国勢調査ニ関スル法律」^{注2)}(明治35年法律第49号)が制定され、同法に基づく第1回国勢調査は大正9年に実施された。この法律では国勢調査は10年周期で行うこととされていたが、大正11年の法改正によって、10年周期からその中間年に簡易な調査を行うこととする5年周期に改められた。

戦前^{注3)}の各回国勢調査は大正9年、昭和5年、15年に大規模調査が、その中間の大正14年、昭和10年に簡易調査が実施された。なお、昭和20年は簡易調査の実施年に当たっていたが、戦争の影響で実施されなかった。

昭和22年3月26日、「統計法」(昭和22年法律第18号)が制定され、特に国勢調査については、「国勢調査ニ関スル法律」の規定を引き継いで、その実施を定めている。また、統計法は新たに「指定統計」の制度を設けたが、国勢調査は昭和22年5月2日内閣告示第21号によって「指定統計第1号」に指定された。この統計法に基づいて昭和22年臨時国勢調査が実施された。統計法では調査周期を5年と定めていたが昭和25年国勢調査の後、昭和29年にその周期を10年に改めるとともに、その中間年に簡易な方法による調査を行うこととなり、これによって昭和30年国勢調査は簡易調査として実施された。以後、昭和35年、45年、55年、平成2年、12年の10年ごとに大規模調査が、その中間の昭和40年、50年、60年、平成7年及び今回の17年に簡易調査が実施された。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

注1) 昭和20年の人口調査の結果については、時系列上の観点から本報告書に掲載した。

注2) 「国勢調査ニ関スル法律」は、国勢調査を必ずしも人口に関する調査とは規定しておらず、昭和14年には、全国民の消費実態を明らかにすることを目的とした臨時国勢調査が実施された。

なお、昭和19年、20年及び21年の人口調査は、「国勢調査ニ関スル法律」によらず、資源調査法(昭和4年法律第53号)に基づいて行われ、昭和23年の常住人口調査は連合国軍総司令部の指令により、統計法に基づいて行われた。

注3) 本文中で「戦前」、「戦争」及び「戦後」とあるのは、いずれも第2次世界大戦に係るものである。

沖縄県における国勢調査

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって、次の5回の国勢調査が実施されている。

調査の名称	調査の期日
1950年 国勢調査	昭和25年12月1日
1955年 臨時国勢調査	昭和30年12月1日
1960年 国勢調査	昭和35年12月1日
1965年 臨時国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年 国勢調査	昭和45年10月1日

これらの国勢調査は、昭和25年の調査が「1950年10月18日琉球列島軍政本部軍政布令第25号」に基づき、昭和30年、35年及び40年の調査が琉球政府の「統計法」（1954年9月14日立法第43号）第5条の規定に基づいて行われた。なお、昭和45年の調査は日米琉諮問委員会の勧告第32号（1969年3月11日）に基づいて、戦後初めて本土における国勢調査と一体的に行われたもので、本土と同一の調査時期、調査の対象、調査事項、調査の方法で実施された。

調査の時期

国勢調査は、第1回の大正9年国勢調査以来一貫して10月1日現在で実施され、平成17年国勢調査は、平成17年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

国勢調査には統計法に定める申告義務、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体が行

う事務等指定統計調査に関する規定が適用される。

国勢調査令において、国勢調査の調査の時期、調査の対象、調査事項、調査の機関、調査の方法その他の国勢調査についての基本的な事項を定めている。なお、昭和50年までの国勢調査では、各回ごとに政令が制定されてきたが、昭和55年国勢調査からは恒久的な政令に改められた。

また、国勢調査施行規則において、調査票の様式、調査票の配布・収集を行う期間等を定めている。

調査の地域

平成17年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

なお、各回国勢調査の調査地域は相違しており、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 戦前の国勢調査では、朝鮮、台湾等の地域も調査地域としている。
- (2) 戦後の国勢調査では、昭和26年及び28年にそれぞれ復帰した吐喝喇列島及び奄美群島が昭和30年国勢調査から、43年に復帰した小笠原諸島が昭和45年国勢調査から、47年に復帰した沖縄県が昭和50年国勢調査からそれぞれ調査地域に含まれている。

各回調査の調査地域及び人口等については、「表1-1 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積」に示されているとおりである。

調査の対象

平成17年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊して

いる施設

- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠を有しない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）等及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(参考) 海外にいる日本人のうち、旅行又は一時滞在で自宅を不在にする期間が3か月未満の者は自宅に常住している者として自宅で調査されているが、その期間が3か月以上の者は国勢調査の対象となっていない。海外在留邦人数統計（外務省）によると、平成17年10月1日現在の海外在留邦人の数は3か月以上の長期滞在者が701,969人で、うち在外日本公館員（家族を含む。）は25,368人、また、永住者（日本国籍保有者）は310,578人で、計1,012,547人である。

表 1 - 1 各回調査の調査地域の人口

その 1 人 口

地 域	大 正 9 年 10 月 1 日	大 正 14 年 10 月 1 日	昭 和 5 年 10 月 1 日	昭 和 10 年 10 月 1 日	昭 和 15 年 10 月 1 日	昭 和 20 年 10 月 1 日	昭 和 22 年 10 月 1 日	昭 和 25 年 10 月 1 日
北 海 道	2,359,183	2,498,679	2,812,335	3,068,282	3,272,718	3,518,389	3,852,821	4,295,567
得撫郡, 新知郡及び占守郡	3,115	500	459	2,881	1,933	※	※	※
択捉島(紗那村, 留別村, 葉取村)	4,949	5,184	6,363	6,109	5,121	-	-	-
国後島(泊村, 留夜別村)	6,530	8,252	7,386	8,547	8,996	-	-	-
色丹島(色丹村)	542	857	911	1,177	1,499	-	-	-
根室市 ¹⁾	24,770	28,890	29,986	32,012	35,554	26,801	26,047	29,934
歯舞群島(水晶島, 勇留島, 秋勇留島, 志発島, 多楽島)	-	-	-
その他の地域	26,801	26,047	29,934
その他の地域	2,319,277	2,454,996	2,767,230	3,017,556	3,219,615	3,491,588	3,826,774	4,265,633
東 京 都	3,699,428	4,485,144	5,408,678	6,369,919	7,354,971	3,488,284	5,000,777	6,277,500
小笠原村 ²⁾	5,425	5,780	5,742	6,729	7,361	-	-	-
その他の地域	3,694,003	4,479,364	5,402,936	6,363,190	7,347,610	3,488,284	5,000,777	6,277,500
島 根 県	714,712	722,402	739,507	747,119	740,940	860,275	894,267	912,551
隠岐郡 ³⁾	36,539	34,580	34,134	32,750	31,794	39,663	42,400	44,842
隠岐の島町 ⁴⁾	3,522	3,330	3,175	3,006	2,853	3,699	3,748	4,091
竹島	-	-	-
その他の地域	3,699	3,748	4,091
その他の地域	33,017	31,250	30,959	29,744	28,941	35,964	38,652	40,751
その他の地域	678,173	687,822	705,373	714,369	709,146	820,612	851,867	867,709
鹿 児 島 県	1,415,582	1,472,193	1,556,690	1,591,466	1,589,467	1,538,466	1,746,305	1,804,118
奄美群島 ⁵⁾	210,511	203,912	204,062	200,973	181,495	-	-	11)
(名瀬市及び大島郡)	16,258	16,602	17,915	17,788	17,242	18,220	18,919	19,206
鹿児島郡 ⁶⁾	3,338	3,340	3,723	3,667	3,564	-	1,304	1,484
三島村(硫黄島, 竹島, 黒島) ⁷⁾	3,338	3,340	3,723	3,667	3,564	-	1,304	1,484
十島村及び横当島(吐噶喇列島) ⁸⁾	12,920	13,262	14,192	14,121	13,678	18,220	17,615	17,722
その他の地域 ⁹⁾	1,188,813	1,251,679	1,334,713	1,372,705	1,390,730	1,520,246	1,727,386	1,784,912
沖 縄 県 ¹⁰⁾	571,572	557,622	577,509	592,494	574,579	-	-	(914,937)
その他の42府県	47,202,576	50,000,782	53,355,286	56,884,868	59,581,633	62,592,690	66,607,303	69,909,901
全 国	55,963,053	59,736,822	64,450,005	69,254,148	73,114,308	71,998,104	78,101,473	84,114,574

・表中の「-」は、国勢調査又は昭和20年人口調査が実施されなかった地域、「…」は不詳、「※」は我が国の面積に含めていない地域を示す。

・昭和15年以前の人口には、旧版図(樺太, 朝鮮, 台湾), 関東州及び南洋群島を含まない。

- 1) 昭和32年8月1日, 根室支庁根室町及び和田村の区域が根室市となり, 更に34年4月1日, 根室支庁歯舞村を編入。
- 2) 孃婦岩の南の南方諸島(小笠原諸島, 西乃島及び火山列島を含む。)並びに沖の島島及び南島島。
昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後, 27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが, 43年6月26日「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還され, 43年7月30日現在により東京都が人口調査を実施した(人口378人)。
- 3) 昭和44年4月1日, 隠岐島を隠岐郡に名称変更。
- 4) 平成16年10月1日, 西郷町, 布施村, 五箇村, 都万村が合併し, 隠岐の島町を新設。平成12年以前は旧五箇村のみの数値であり, 17年()内は旧五箇村の数値である。
- 5) 鹿児島県の区域のうち, 北緯27度と北緯29度の間にある地域。
昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後, 27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが, 28年12月25日「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還され, 29年3月1日現在により総理府統計局が人口調査を実施した(人口201,132人)。
- 6) 昭和48年4月1日, 大島郡三島村及び十島村(横当島を含む)の区域が鹿児島郡の所属となる。

及び我が国の面積（大正9年～平成17年）

昭和30年 10月1日	昭和35年 10月1日	昭和40年 10月1日	昭和45年 10月1日	昭和50年 10月1日	昭和55年 10月1日	昭和60年 10月1日	平成2年 10月1日	平成7年 10月1日	平成12年 10月1日	平成17年 10月1日
4,773,087	5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206	5,575,989	5,679,439	5,643,647	5,692,321	5,683,062	5,627,737
※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,799	42,740	45,149	45,381	45,817	42,880	40,675	36,912	34,934	33,150	31,202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,799	42,740	45,149	45,381	45,817	42,880	40,675	36,912	34,934	33,150	31,202
4,737,288	4,996,466	5,126,651	5,138,906	5,292,389	5,533,109	5,638,764	5,606,735	5,657,387	5,649,912	5,596,535
8,037,084	9,683,802	10,869,244	11,408,071	11,673,554	11,618,281	11,829,363	11,855,563	11,773,605	12,064,101	12,576,601
-	-	-	782	1,507	1,879	2,303	2,361	2,809	2,824	2,723
8,037,084	9,683,802	10,869,244	11,407,289	11,672,047	11,616,402	11,827,060	11,853,202	11,770,796	12,061,277	12,573,878
929,066	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223
43,814	41,639	36,185	31,214	29,767	29,478	28,841	27,493	26,074	25,239	23,696
3,969	3,693	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173	16,904
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(2,063)
3,969	3,693	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173	16,904
39,845	37,946	33,261	28,820	27,462	27,150	26,543	25,217	23,827	23,066	6,792
885,252	847,247	785,435	742,361	739,119	755,317	765,788	753,528	745,367	736,264	718,527
2,044,112	1,963,104	1,853,541	1,729,150	1,723,902	1,784,623	1,819,270	1,797,824	1,794,224	1,786,194	1,753,179
205,363	196,483	183,471	164,114	155,879	156,074	153,062	142,834	135,791	132,315	126,483
21,252	19,925	17,385	15,864	15,239	15,038	15,309	16,362	17,376	17,670	1,135
1,352	1,363	874	655	628	619	552	503	513	500	462
2,658	2,602	1,848	1,407	1,120	903	787	790	776	756	673
17,242	15,960	14,663	13,802	13,491	13,516	13,970	15,069	16,087	16,414	-
1,817,497	1,746,696	1,652,685	1,549,172	1,552,784	1,613,511	1,650,899	1,638,628	1,641,057	1,636,929	1,625,561
(801,065)	(883,122)	(934,176)	(945,111)	1,042,572	1,106,559	1,179,097	1,222,398	1,273,440	1,318,220	1,361,594
73,492,180	75,843,430	79,558,756	84,624,977	91,392,523	96,190,149	99,747,125	102,310,714	105,265,215	105,312,763	105,706,660
90,076,594	94,301,623	99,209,137	104,665,171	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994

7) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯30度以北にある地域(口之島を除く)。

昭和27年2月10日に旧十島村から分離して三島村になる。

8) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯29度と北緯30度の間にある地域(口之島を含む)。

昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後、26年12月5日付けの総司令部覚書をもって行政管轄権が日本政府に返還され、27年5月1日現在により総理府統計局が人口調査を実施した(人口2,968人)。

9) 平成16年11月1日、鹿児島郡吉田町、同桜島町が鹿児島市に編入。

10) 硫黄島、伊平屋島及び北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む)。

昭和21年1月29日付けの「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する総司令部覚書」により日本政府の行政権が分離された後、27年4月28日以後は「サンフランシスコ対日平和条約」の発効に伴いアメリカ合衆国の施政権下にあったが、47年5月15日「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の発効に伴い日本政府に返還された。

()内の数値うち、昭和25年は琉球列島列島軍政本部が、30年及び35年は琉球政府が実施、公表した国勢調査人口及び面積であり、これらの結果はいずれも12月1日現在のものである。なお、昭和25年の数値は、奄美群島(人口216,110人、面積1,237.05km²)を含んでいる。また、昭和20年の面積は、25年の面積から奄美群島を除いた面積を掲載した。

11) 琉球列島軍政本部により、沖縄県に含まれて調査された。

12) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73人)を含む。

表 1 - 1 各回調査の調査地域の人口

その2 面積 (km²)

地 域	昭 和 15 年	昭 和 20 年	昭 和 35 年	昭 和 40 年	昭 和 45 年
北 海 道	88,775.04	83,455.43	83,504.43	83,507.36	83,509.04
得撫郡, 新知郡及び占守郡	5,319.61	※	※	※	※
択捉島(紗那村, 留別村, 葉取村)	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00
国後島(泊村, 留夜別村)	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04
色丹島(色丹村)	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12
根室市 ¹⁾	536.88	536.88	504.82	504.89	518.53
歯舞群島(水晶島, 勇留島, 秋勇留島, 志登島, 多楽島)	101.60	101.60	101.60	101.60	101.60
その他の地域	435.28	435.28	403.22	403.29	416.93
その他の地域	78,024.39	78,024.39	78,105.45	78,108.31	78,096.35
東 京 都	2,144.80	2,148.00	2,133.03	2,135.11	2,141.11
小笠原村 ²⁾	102.94	106.14	106.14	106.14	106.14
その他の地域	2,041.86	2,041.86	2,026.89	2,028.97	2,034.97
島 根 県	6,624.60	6,624.60	6,625.26	6,625.95	6,626.12
隠岐郡 ³⁾	348.03	348.03	347.94	347.94	347.97
隠岐の島町 ⁴⁾	51.86	51.86	51.80	51.80	51.80
竹島	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
その他の地域	51.63	51.63	51.57	51.57	51.57
その他の地域	296.17	296.17	296.14	296.14	296.17
その他の地域	6,276.57	6,276.57	6,277.32	6,278.01	6,278.15
鹿 児 島 県	9,103.81	9,170.97	9,140.17	9,141.58	9,144.97
奄美群島 ⁵⁾					
(名瀬市及び大島郡)	1,270.61	1,237.05	1,237.05	1,237.13	1,237.82
鹿児島郡 ⁶⁾	105.59	206.31	205.61	205.61	205.61
三島村(硫黄島, 竹島, 黒島) ⁷⁾		31.61	31.61	31.61	31.61
十島村及び横当島(吐噶喇列島) ⁸⁾	18.43	87.54	87.54	87.54	87.54
その他の地域 ⁹⁾	87.16	87.16	86.46	86.46	86.46
その他の地域	7,727.61	7,727.61	7,697.51	7,698.84	7,701.54
沖 縄 県 ¹⁰⁾	2,386.24	2,388.22	(2,388.22)	(2,388.22)	(2,239.22)
その他の42府県	273,510.93	273,510.93	273,359.98	273,468.96	273,648.23
全 国	382,545.42	377,298.15	377,151.09	377,267.18	377,308.69

- ・表中の「※」は我が国の面積に含めていない地域を示す。
- ・昭和15年の面積には、旧版図(樺太, 朝鮮, 台湾), 関東州及び南洋群島を含まない。
- ・表中のイタリック体の数値は、人口密度の算出に含まれない地域の面積である。
- ・大正9年~昭和10年, 22年, 25年及び30年の面積は省略した。

1) } 「その1 人口」を参照。

10) } 「その1 人口」を参照。

11) 南鳥島を含まない。

12) 島尻郡の鳥島を含まない。

及び我が国の面積(大正9年～平成17年) — 続き

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
83,512.87	83,516.57	83,519.22	83,408.35	83,451.59	83,453.04	83,455.73
※	※	※	※	※	※	※
3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,139.00	3,184.04	3,184.04	3,184.04
1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,500.04	1,498.83	1,498.83	1,498.83
255.12	255.12	255.12	255.12	253.33	253.33	253.33
518.82	518.91	519.03	514.21	512.62	512.64	512.60
101.60	101.60	101.60	101.60	99.94	99.94	99.94
417.22	417.31	417.43	412.61	412.68	412.70	412.66
78,099.89	78,103.50	78,106.03	77,999.98	78,002.77	78,004.20	78,006.93
2,145.38	2,156.35	2,162.34	2,183.26	2,186.62	2,186.90	2,186.96
106.14	106.14	106.18	104.41	104.41	104.41	104.41
2,039.24	2,050.21	2,056.16	2,078.85	2,082.21	2,082.49	2,082.55
6,626.80	6,627.41	6,628.42	6,626.24	6,706.70	6,707.29	6,707.56
348.15	348.23	348.42	345.88	345.97	346.04	346.19
51.97	51.98	51.98	52.39	52.39	52.39	242.97 (52.39)
0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
51.74	51.75	51.75	52.16	52.16	52.16	242.74
296.18	296.25	296.44	293.49	293.58	293.65	103.22
6,278.65	6,279.18	6,280.00	6,280.36	6,360.73	6,361.25	6,361.37
9,153.38	9,162.81	9,165.03	9,183.26	9,185.99	9,186.71	9,187.69
1,238.30	1,238.83	1,239.38	1,238.66	1,239.79	1,240.02	1,240.23
205.61	205.61	205.63	219.69	219.70	219.70	132.71
31.61	31.61	31.61	31.36	31.36	31.36	31.36
87.54	87.54	87.54	101.35	101.35	101.35	101.35
86.46	86.46	86.48	86.98	86.99	86.99	-
7,709.47	7,718.37	7,720.02	7,724.91	7,726.50	7,726.99	7,814.75
2,245.87	2,249.91	2,254.17	2,264.00	2,266.04	2,271.30	2,274.59
273,850.69	273,995.04	274,071.96	274,072.00	274,032.47	274,067.82	274,102.25
377,534.99	377,708.09	377,801.14	377,737.11	377,829.41	377,873.06	377,914.78

調査の事項

平成17年国勢調査は、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- （1）氏名
- （2）男女の別
- （3）出生の年月
- （4）世帯主との続き柄
- （5）配偶の関係
- （6）国籍
- （7）就業状態
- （8）就業時間
- （9）所属の事業所の名称及び事業の種類
- （10）仕事の種類
- （11）従業上の地位
- （12）従業地又は通学地

（世帯に関する事項）

- （1）世帯の種類
- （2）世帯員の数
- （3）住居の種類
- （4）住宅の床面積
- （5）住宅の建て方

調査の事項を前回の平成12年国勢調査と比較すると、今回は簡易調査のため、「現在の住居における居住期間」、「5年前の住居の所在地」、「在学、卒業等教育の状況」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」、「家計の収入の種類」の五つの事項が除かれている。

調査の組織

平成17年国勢調査は、総務省統計局—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員の流れにより行った。

総務省統計局においては、調査の企画、調査書類・用品の作成、調査業務に関する指導を行った。

また、国勢調査の円滑な遂行を図るため、経常の組織のほか、総務省統計局内に「平成17年国勢調査計画会議」（平成13年10月～16年9月）を設置し、さらに、これを発展

的に改組した本格的な実施体制の「平成17年国勢調査実施本部」（平成16年10月～18年3月）を設置した。これに併せて「平成17年国勢調査各府省連絡会議」（平成16年6月～17年9月）を設置し、各府省との連絡協議を行った。

都道府県においては、調査実施に関する市区町村指導、調査書類・用品の市区町村への配布、市区町村から提出された調査書類の審査等の事務を行った。

市区町村においては、調査区の設定、国勢調査指導員及び国勢調査員の選考・配置、国勢調査指導員及び国勢調査員に対する実査指導、調査書類の審査等、調査の実施に直接関連する事務を行った。

実地の調査は、総務大臣により任命された約83万人の国勢調査員によって行われ、また、総務大臣により任命された約9万人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務に携わった。

このようにして調査された結果は、独立行政法人統計センターで集計され、総務省統計局により公表された。

調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、平成16年10月1日現在で、全国をくまなく区分し、平成17年国勢調査に用いる調査区を設定し、調査区地図、調査区一覧表等の調査区関係書類を作成した。

調査区は、市区町村の区域ごとに、先に「特別調査区」及び「水面調査区」を設定し、残りの区域について「一般調査区」を設定した。

「一般調査区」は、1調査区がおおむね50世帯となるように、道路、鉄道、河川など明瞭な地形・地物を境界として設定した。

「特別調査区」は、例えば、常住者がいないか又はいても極めてわずか、かつ、広大な区域又は社会施設、大きな病院等がある区域について設定した。

「水面調査区」は、港湾法に規定する重要港湾の港湾区域並びに同法に規定する漁港の水域又は河川（運河を含む。）の河口及びその周辺水域で、水上生活者のいる区域について設定した。

調査区の内訳は、次のとおりである。

	(調査区数)	(後置番号)
一般調査区	931, 250	1
特別調査区	50, 505	
山岳・森林・原野地帯等の区域	19, 402	2
相当規模の工場・学校等のある区域	6, 043	3
社会施設・病院のある区域	16, 392	4
刑務所・拘置所等のある区域	244	5
自衛隊区域	447	6
駐留軍区域	114	7
おおむね50人以上の単身者が居住している 寄宿舍・寮等のある区域	7, 863	8
水面調査区	330	9
合計	982, 085	

このようにして設定された調査区は、国勢調査員の担当地域を明確にするなど、国勢調査実施の基礎となるだけでなく、各種の標本調査の調査地域の抽出単位として広く利用されている。

なお、調査区は、小地域統計の充実等を図るため平成2年から導入された「基本単位区」に基づいて設定されている。

「基本単位区」の区画方法は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき街区方式による住居表示を実施している地域については原則として一つの街区を一つの基本単位区とし、街区方式による住居方式を実施していない地域については街区に準じた小区画を基本単位区とした。

2 試験調査

平成17年国勢調査では、調査の実施に先立ち、調査実施計画に必要な諸事項を実地に検討するため、試験調査を実施した。

第1次試験調査は、主に調査票（OCR帳票）の設計、調査の方法と市区町村事務、調査員の配置方法と調査員事務、その他の関係書類の設計について実地に検討するため、平成14年7月に秋田県秋田市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、鳥取県鳥取市及び福岡県福岡市の一部の地域において実施した。

第2次試験調査は、第1次試験調査に引き続き、主に調査事項の設問と選択肢、調査票（OCR帳票）の設計、調査の方法、指導員及び市区町村事務、調査員の配置方法と調査員事務、その他の関係書類の設計について実地に検討するため、平成15年6月に北海道札幌市、東京都世田谷区、石川県七尾市、京都府京都市及び熊本県熊本市の一部の地域において実施した。

第3次試験調査は調査の最終検証と地方公共団体における調査の実施事務の準備に資する観点から、主に調査票（OCR帳票）の設計、調査の方法、調査員の配置方法と調査員事務、その他の関係書類の設計について実地に検討するため、平成16年7月に都道府県所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都特別区を含む。）の一部の地域において実施した。

これらの試験調査の結果に基づき、総務省統計局及び独立行政法人統計センターにおいて調査票の設計、調査の方法、調査結果の集計等を検証し、本調査の実施計画の策定に資した。

3 調査の実施

調査の実施は、国勢調査員が、平成17年9月23日から10月10日までの間、「調査票」と「調査票の記入のしかた」を配布し、世帯が調査票に記入した後、収集することにより行った。なお、国勢調査員は、調査票の配布・収集に先立ち、9月20日から22日までの間、担当調査区内のすべての世帯に「調査についてのお知らせ」を配布し、世帯に対する調査実施の周知を行った。

また、調査票は、原則として世帯で記入することとしているが、調査の期間中、不在であった世帯に対しては、最終的に国勢調査員が、近隣の人から「世帯員の数」、「氏名」及び「男女の別」の3項目を聴取の上、調査票を作成した。

4 調査書類

平成17年国勢調査で使用した調査票は、光学式文字読取装置で読み取りが可能なマーク・数字記入方式、4名連記式の世帯票である。また、この調査票を補完するもの（補助用の調査票）として、高齢者や視力の弱い人のための「拡大文字調査票」、視覚障害者のための「点字調査票」、日本語を理解できない人のための「調査票対訳集」などを用意した。

調査票は、世帯が直接記入する欄のほか、調査員が「調査の手引」に基づき「世帯の種類」欄を記入し、「国籍」及び「従業地又は通学地」欄については、世帯の記入に基づいて転記欄にその符号を記入した。

「世帯名簿」は平成17年12月に公表した「要計表による人口」の基礎となるもので、国勢調査員が担当調査区内の世帯主の氏名及び所在地、男女別の世帯人員等を記入し、単位区ごとに作成したものである。

都道府県、政令指定都市、市区町村は、それぞれ「都道府県要計表」、「政令市要計表」、「市区町村要計表」を作成した。

「調査区要図」は、調査漏れや重複調査を防止するため、国勢調査員が担当調査区と単位区の境界、住居の位置などを記入したものである。

5 事後調査

平成17年国勢調査の調査対象の把握状況及び一部調査事項の調査結果の精度を実地に検証し、今後の国勢調査の企画及び平成17年国勢調査結果の利用のための参考資料を得ることを目的として、平成17年国勢調査事後調査を統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計調査（総務省承認No.26264）として平成17年12月15日現在で実施した。

この事後調査の調査の地域となる調査区は、平成17年国勢調査調査区のうち、「一般調査区」、「社会施設、病院のある区域」及び「おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域」から、それぞれ次の割合で無作為に抽出し、総務省統計局長が指定した調査区である。

一般調査区	1 / 800
社会施設、病院（おおむね200人以上の 収容施設を有するもの）のある区域	1 / 500
おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域	1 / 500

なお、事後調査は、昭和25年国勢調査から引き続き実施されている。ただし、昭和25年及び30年の事後調査は「抽出再調査」の名称で実施した。

集計及び結果の公表

1 集計の方法

調査票は、国勢調査員－国勢調査指導員－市区町村－都道府県を經由し、独立行政法人統計センターに集められ、集計は、独立行政法人統計センターにおいて行った。

集計の区分は、要計表による人口集計、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、抽出詳細集計、従業地・通学地集計（その1～その3）及び小地域集計から成っている。このうち、要計表による人口集計は、市区町村要計表及び都道府県要計表を基に行ったが、そのほかはすべて調査票を基に集計した。

なお、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、従業地・通学地集計（その1、その2）及び小地域集計は、全調査票を用いた全数集計を行い、抽出速報集計、抽出詳細集計及び従業地・通学地集計（その3）は、一部の調査票を抽出して集計を行った。

2 結果の公表

結果の公表は総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行っており、小地域集計以外は、報告書を刊行した。公表の区分、時期、方法等の概要は、次のとおりである。

(1) 要計表による人口集計

要計表による人口集計は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて全国、都道府県、市区町村別の男女別人口及び世帯数を集計したもので、平成17年国勢調査の結果として最初に公表された。

この集計結果は、平成17年12月27日に公表し、同日付けの官報に公示（総務省告示第1380号）するとともに「速報シリーズNo.1 全国・都道府県・市区町村別人口（要計表による人口）」として18年1月に刊行した。

(2) 抽出速報集計

抽出速報集計は、平成17年国勢調査の全国、都道府県及び人口20万以上の市の人口の男女・年齢・配偶関係・労働力状態、就業者の産業・職業別構成、世帯の構成等に関する結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1の調査票を抽出して集計したものである。

この集計結果は、平成18年6月に公表し、「速報シリーズNo.2 抽出速報集計結果」として刊行した。

(3) 第1次基本集計

第1次基本集計は、人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成18年7月から10月にかけて都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態 その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行した。また、全国の結果については、平成18年10月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態 その1 全国編」として刊行した。

また、全国、都道府県及び市区町村別人口及び世帯数の確定数を「全国・都道府県・市区町村別人口及び世帯数（確定数）」として、平成19年1月に刊行した。この結果については、平成18年7月から10月にかけて、7回に分けて官報で公示（総務省告示第430号、第455号、第481号、第496号、第509号、第525号及び第570号）した。

なお、全国、都道府県、市区町村、人口集中地区別の人口及び面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した報告書である「第1巻 人口総数」を平成19年2月に刊行した。

(4) 第2次基本集計

第2次基本集計は、人口の労働力状態別構成及び就業者の産業（大分類）別構成等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成18年11月から19年1月にかけて都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第3巻 人口の労働力状態、就業者の産業（大分類） その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行した。また、全国の結果については、平成19年1月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第3巻 人口の労働力状態、就業者の産業（大分類） その1 全国編」として刊行した。

(5) 第3次基本集計

第3次基本集計は、就業者の職業（大分類）別構成及び母子世帯・父子世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成19年4月から12月にかけて都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第4巻 就業者の職業（大分類）、世帯の型 その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行した。また、全国の結果については、平成19年12月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第4巻 就業者の職業（大分類）、世帯の型 その1 全国編」として刊行した。

(6) 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、一定の方法により一部の世帯の調査票を抽出し、就業者の産業（小分類）、職業（小分類）等に関する詳細な結果を、全国、都道府県、市区町村別に集計したものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成20年3月から12月にかけて都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行した。また、全国の結果については、平成20年12月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）その1 全国編」として刊行した。

(7) 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口（「昼間人口」）の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を集計したものである。

なお、従業地・通学地集計は、上記第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及び抽出詳細集計の各々に対応して、次の3段階に分けて集計し、公表した。

ア 従業地・通学地集計 その1（第1次基本集計及び第2次基本集計に対応）

第2次基本集計完了後に、全数により、従業地・通学地による人口の構成及び従業地による就業者の産業（大分類）別構成に関する結果を集計したものである。

この集計結果は、平成19年3月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第6巻その1 従業地・通学地による人口－人口の男女・年齢, 就業者の産業（大分類）第1部 全国編」及び「第6巻その1 従業地・通学地による人口－人口の男女・年齢, 就業者の産業（大分類）第2部 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行した。

イ 従業地・通学地集計 その2（第3次基本集計に対応）

第3次基本集計完了後に、全数により、従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計したものである。

この集計結果は、平成20年4月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第6巻その2 従業地・通学地による人口－就業者の職業（大分類）」（7分冊）として刊行した。

ウ 従業地・通学地集計 その3（抽出詳細集計に対応）

抽出詳細集計完了後に、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業（中分類）・職業（中分類）に関する詳細な結果を集計したものである。

この集計結果は、平成20年12月に公表し、結果を収録した報告書を「第6巻その3 従業地・通学地による人口－就業者の産業（中分類）・職業（中分類）」（抽出集計）（6分冊）として刊行した。

（8）小地域集計

小地域集計は、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計及び従業地・通学地集計に係る集計事項のうち基本的なものを町丁・字等（又は基本単位区）別に集計したものである。

ア 第1次基本集計に関する結果

人口及び世帯数に関する基本的な事項を基本単位区別に集計したものである。また、人口、世帯、住居、高齢世帯等に関する基本的な事項を町丁・字等別に

集計したものである。この結果は、平成18年10月から12月にかけて集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧する方法によって公表した。

イ 第2次基本集計に関する結果

人口の労働力状態、就業者の産業（大分類）別構成等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計したものである。この結果は、平成19年2月に、集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧する方法によって公表した。

ウ 第3次基本集計に関する結果

就業者の職業（大分類）別構成の状況等に関する基本的な事項を町丁・字等別に集計したものである。この結果は、平成19年7月から20年1月にかけて集計が完了した都道府県から順次、結果表を閲覧する方法によって公表した。

エ 従業地・通学地集計その1に関する結果

常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項を常住地の町丁・字等別に集計したものである。この結果は、平成19年5月に結果表を閲覧する方法によって公表した。

(9) 特別集計

上記のほか、外国人を抽出し、国籍を詳細に区分して集計した結果を、平成20年6月に公表し、「第7巻 外国人に関する特別集計結果」として刊行した。また、新産業分類（平成19年11月改定）により組替え集計した結果を、平成22年1月に公表した。

(10) その他の報告書の刊行

平成17年国勢調査では上記報告書等のほか、国勢調査結果の利用・活用を図るため、公表数値を編集・加工し、以下の報告書を刊行した。

報告書名
「最終報告書 日本の人口」（2分冊）

刊行年月
平成22年3月

（人口概観シリーズ）

No. 1	グラフで見る我が国の人口	平成18年12月
No. 2	我が国人口の概観	平成19年9月
No. 3	都道府県の人口（47分冊）	平成19年10月～20年3月
No. 4	我が国の人口集中地区	平成19年3月
No. 5	男女・年齢別人口，世帯と住居	平成20年8月
No. 6	労働力状態，産業，職業別人口	平成20年8月
No. 7	高齢人口と高齢者のいる世帯	平成20年12月
No. 8	通勤・通学人口及び昼間人口	平成21年3月
No. 9	大都市圏の人口	平成21年3月

（日本人口地図シリーズ）

○	展示用地図	
	・国勢調査でわかる人口密度	平成19年3月
	・国勢調査でわかる人口の増減	平成19年3月
	・国勢調査でわかる人口の高齢化	平成19年3月
○	地図帳	
	・市区町村別特性図	平成19年5月
	・大都市への通勤・通学人口図	平成20年3月

（地域メッシュ統計）

○	国勢調査に関する地域メッシュ統計	平成19年8月～20年4月
---	------------------	---------------

地域メッシュとは，各種データを総合的かつ多角的に利用するために，国土を方形，等積に区分した地域区分であり，日本の国土を約1km四方の網の目状に細分した地域単位を基準メッシュという。

（調査結果の利用案内）

ユーザーズガイド	平成18年3月
----------	---------

（調査区関係資料）

調査区関係資料利用の手引	平成19年6月
--------------	---------

経費

平成17年国勢調査のために計上された予算は、表1-2のとおり平成14年度から21年度にわたっており、総額720億円であった。

なお、表中の平成14年度から16年度までは、国勢調査の準備として調査区の設定、試験調査の実施等に要した経費であり、17年度は、そのほぼ全額が調査実施のための経費として計上されたものである。平成17年度の一部及び18年度以降は、集計、公表及び報告書の刊行に要した経費である。

表1-2 平成17年国勢調査年度別経費

(千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	総額
国勢調査費	11,585	12,999	2,051,510	66,224,934	1,672,286	1,369,926	483,917	254,025	72,081,182
中央経費	2,332	2,330	583,055	5,414,646	1,672,286	1,369,926	483,917	254,025	9,782,517
統計センター運営費		0	63,848	1,282,269	1,258,933	1,065,206	314,723	163,895	4,148,874
総務省統計局経費	2,332	2,330	519,207	4,132,377	413,353	304,720	169,194	90,130	5,633,643
地方公共団体委託費	9,253	10,669	1,468,455	60,810,288	0	0	0	0	62,298,665